

「人権に関する市民意識調査結果に対する考え方と第2次基本方針改定等、今後の方向性」について

1 意識調査結果に対する判断

人権問題に対する関心度は前回調査時と比べ高まっており、個別の人権課題についても、人権を守る立場に立った回答が多くあった。また、人権を侵害された経験も減少している。

一方で、人権に関する情報への接触や講演会・研修会・住民人権学習会への参加経験の減少、また無回答が増えた項目があることなどについては留意が必要であると認識している。

《参考》

- ① 人権課題 17 項目中、12 項目で、前回調査より関心のある割合が増加
- ② 「人権問題は自分とは関係がない」に 9 割近くが反対 → 自分に関係があるとの意見が大多数
- ③ 人権を侵害された経験 17.3%（前回から 7.8 ポイント減少）
- ④ 「啓発冊子等を読む」割合 H17 89.1%、H24 83.1%、H30 76.1%
- ⑤ 「同和地区を避ける」割合 22.6%（前回から 11.6 ポイント減少）

一方で「回答なし」が 13.8 ポイント増加（回答なしの内訳は、53%が 70 歳以上）

2 今後の方向性

上記 1 の判断をふまえ、今後の方向としては、これまでの施策の方向性は引き続き維持しながらも、より多くの市民に届く効果的な取組及び個別の項目で見えてきた課題への対応について検討していく必要があると考える。

3 具体的な取組 ～第3次基本方針策定～

現在の第2次方針に期間の明記はなく、“社会情勢に大きな変動があった場合に改定”することとされているが、いわゆる人権三法が制定されたこと、またインターネットによる人権課題や性的少数者に関する人権課題、在住外国人の増加に伴う多文化共生社会への対応などがクローズアップされるなど、人権をめぐる状況には大きな動きがあるため、施策の方向性を維持しながらも、より充実させていくために、現在の第2次基本方針を改定し、第3次基本方針を策定する。

4 今後のスケジュール

- (1) 令和元年 10 月 人権行政推進審議会で意識調査結果に対する考察を報告、意見聴取

※ 審議会において、市の方向性(第3次基本方針策定)に異論がなければ、審議会設置条例に基づき、審議会へ諮問する。

- (2) 第2次方針策定時と同様、諮問から概ね 1 年程度をかけて基本方針について協議
- (3) 令和3年4月 第3次基本方針による取組スタート